

# Q & A

## 目次

### (化学物質関連)

Q 1. 排水基準の定めがない化学物質は下水に流せますか？

### (特定施設関係)

Q 1. 本社が東京にある会社の〇〇工場から特定施設設置の届出をします。届出者はその会社の代表者ですか？それとも〇〇工場長でいいですか？

また、このような場合の委任状の取扱いはどうなりますか？

Q 2. 特定施設設置届出書に工事事業者の押印がありますが、問題ないでしょうか？

Q 3. 特定施設「10 ニ ろ過施設」の届出をしています。新たに3基増設する予定をしていますが、届出の種類は、「特定施設の構造等変更届」でいいでしょうか？

また、同時に特定施設と関係のないラインにおいて、冷却水量が 300m<sup>3</sup>/日増加になりますが、これについての届出は必要でしょうか？

Q 4. 71 自動式車両洗浄施設を設置している事業所が、71 (1 基) を更新する場合、「特定施設設置届」、「特定施設の構造等変更届」のどちらの届出が必要ですか？

Q 5. 流入排水が排除基準を満足するため、不要となった除害施設を廃止したい。届出は必要ですか？

Q 6. 特定事業場について、届出後、変更がなければ更新等の届出は不要ですか？

Q 7. 特定施設で有害物質の使用をやめた場合、届出は必要ですか？

Q 8. 特定事業場において、下水投入していた工程排水を河川放流に変更し、生活系排水のみを下水投入する場合の対応方法はどうなりますか？

Q 9. 「特定施設設置届」、「特定施設の構造等変更届」の提出期限が設置や変更の60日前となっていますが、なぜですか？

Q10. 特定施設の氏名変更届、承継届にも受理書の発行は必要ですか？

Q11. 特定施設の設置届等の様式は定められていますか？

Q12. 「特定施設設置届」と「特定施設使用届」の記載内容が同じですが、どのような使い分けをするのですか？

Q13. 「公共下水道使用開始届」(法第11条の2)と「特定施設設置届」(法第12条の3)の関係について教えてください。

Q14. 特定施設は存在するが、現在使用しておらず、今後も使用する予定はない場合、「特定施設使用廃止届」を受理できますか？

Q15. コインランドリーは特定施設 67 に該当しますか？

Q16. 特定工場において除害施設の更新をする場合の届出様式について教えてください。

Q17. スーパーマーケットの新設予定がありますが、特定施設の届出は必要ですか？

### (排除基準関係)

- Q 1. BOD (5日間) の意味を教えてください。
- Q 2. 下水道法第 12 条の 11 に基づく除害施設の設置義務対象について、教えてください。
- Q 3. 過酸化水素の排除基準はありますか？
- Q 4. 排除基準において、窒素 60mg/L とアンモニア性等窒素 380mg/L の関係はどうなりますか？
- Q 5. 亜鉛の排除基準 2mg/L と (1mg/L) の関係について教えてください。
- Q 6. 標準下水道条例 (平成 27 年 10 月 21 日国水企第 53 号) の第 8 条、第 9 条、第 10 条の違いについて教えてください。
- Q 7. 水洗便所からの汚水には排除基準が適用されない法的根拠を教えてください。
- Q 8. トリクロロエチレンの排除基準が改訂されましたが、適用される年月日を教えてください。(下水道法施行令の一部を改正する政令 (政令第 360 号、国土交通省、平成 27 年 10 月 7 日))

### (水質管理関係)

- Q 1. 特定事業場は自主測定結果を市町へ報告する必要はありますか？
- Q 2. 特定事業場において、自主水質結果報告指示の例文はありませんか？
- Q 3. 特定事業場の水質測定の結果、排除基準を超えた場合、どのように対処すればよいですか？
- Q 4. 特定施設を設置していない事業場に水質の測定義務はありますか？
- Q 5. 特定事業場の水質測定頻度について教えてください。
- Q 6. 特定事業場において、ノルマルヘキサン抽出物質含有量動植物油脂類含有量の測定結果が 23 mg/L (測定回数：1 回) であった場合の対応方法を教えてください。

(化学物質関連)

Q 1. 排水基準の定めがない化学物質は下水に流せますか？

A 1.

- ・ 排除基準を満足していれば、何でも下水に流しても良いわけではありません。
- ・ 下水に投入されることを想定していない化学物質がたくさんあります。
- ・ 法的根拠の例としては、次のものがあります。
  - ・ 市町の下水道条例：土砂等の投入の禁止、排除の停止又は制限 等の規定
  - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 16 条：何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない
  - ・ 消防法 危険物の規制に関する政令第 27 条：危険物は、海中又は水中に流出させ、又は投下しないこと
- ・ なお、排除基準関係 Q 3. 過酸化水素の排除基準はありますか？の項も参考にしてください。

(特定施設関係)

Q 1. 本社が東京にある会社の〇〇工場から特定施設設置の届出をします。届出者はその会社の代表者ですか？それとも〇〇工場長でいいですか？

また、このような場合の委任状の取扱いはどうなりますか？

A 1.

・ 下水道法第 12 条の 3 (特定施設の設置等の届出) に「工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。」と定められています。従って、届出者は工場や事業場を代表しうる者(社長等)でなければならないこととなります。

・ 設問の場合、工場を代表しうる者と考えられる〇〇工場長でもって足り、委任状は必要ではありません。ただし、当該工場の組織体制が十分なものでなく、本社からの授権が明確でないと考えられる時は、本社の代表取締役を届出者とするか、代表取締役から〇〇工場長への下水道法に関する権利・義務に係る委任状を添付して〇〇工場長名の届出をしてください。委任状は、役職としての「〇〇工場長」に下水道法にかかる権利・義務を委任することを内容とするもので、これが出された場合は、工場長が変わっても委任状を取り直す必要はありません。

【参考】

昭和 59 年 6 月 7 日 秋田県疑義照会(出典：特定施設の解釈にかかるガイドライン(第 1 版)平成 20 年 3 月 環境省水・大気環境局水環境課) P41

(照会内容抜粋)

会社における届出者は、工場長(代表権有り、代表権の委任状)でもよいかどうか。

(回答)

「代表しうる者」であり、代表権を有する者が望ましい。代表権を有しなくても、計画変更命令により計画を変更し得る権限を持った者ならば可。しかし委任状をとるなり、実体的に権限を有することを担保してもらいたい。

Q 2. 特定施設設置届出書に工事事業者の押印がありますが、問題ないでしょうか？

A 2.

・下水道法第 12 条の 3 (特定施設の設置等の届出) に「工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。」と定められています。従って、届出者は工事事業者ではなく、工場や事業場を代表しうる者(社長等)でなければならないこととなります。

Q 3. 特定施設「10 ニ ろ過施設」の届出をしています。新たに 3 基増設する予定をしていますが、届出の種類は、「特定施設の構造等変更届」でいいでしょうか？

また、同時に特定施設と関係のないラインにおいて、冷却水量が 300m<sup>3</sup>/日増加になりますが、これについての届出は必要でしょうか？

A 3.

・「特定施設設置届」が必要となります。特定施設を設置しようとするときは、必ず「特定施設設置届」が必要となります。

・設問にあるように、何らかの理由で排水量の増加がある場合、「構造等変更届」についても届出が必要となります。ただし、この場合一括して提出することで別紙等を共通として扱うことが可能です。

・設置届、構造等変更届が必要となる代表的なケースは以下のとおりです。

|     | 特定施設を設置 (増設) |         | 特定施設の設置と排水処理施設の変更 | 特定施設の構造や使用の方法変更 (使用薬品変更) | 排水処理施設を設置 (変更) | 排水量のみ変更 |
|-----|--------------|---------|-------------------|--------------------------|----------------|---------|
|     | 排水量変化なし      | 排水量変化あり |                   |                          |                |         |
| 設置届 | ○            | ○       | ○                 |                          |                |         |
| 変更届 |              | ○       | ○                 | ○                        | ○              | ○       |

Q 4. 71 自動式車両洗淨施設を設置している事業所が、71（1基）を更新する場合、「特定施設設置届」、「特定施設の構造等変更届」のどちらの届出が必要ですか？

A 4.

・「特定施設設置届」が必要です。特定施設の構造等の変更とは、下水道法第 12 条の 4 に定められていますが、特定施設の構造、使用の方法、排出される汚水の処理の方法等が変更されることとなっています。なお、設問のように特定施設を更新する場合、設置の 60 日前までに「特定施設設置届」および更新後に廃棄した施設の「特定施設使用廃止届」が必要になります。

(関係法令) ・ 下水道法第 12 条の 3 (特定施設の設置等の届出)

・ 第 12 条の 4 (特定施設の構造等の変更の届出)

Q 5. 流入排水が排除基準を満足するため、不要となった除害施設を廃止したい。届出は必要ですか？

A 5.

・「特定施設の構造等変更届」が必要です。除害施設の廃止は、特定施設から排出される「汚水処理の方法」の変更であり、「特定施設の構造等の変更」に該当します。

(関係法令) 下水道法第 12 条の 4 (特定施設の構造等の変更の届出)

Q 6. 特定事業場について、届出後、変更がなければ更新等の届出は不要ですか？

A 6.

・構造等の変更、氏名等の変更、使用廃止等がなければ、更新等の届出は不要です。詳細は、下水道法第 12 条の 4 特定施設の構造等の変更の届出、法第 12 条の 7 氏名の変更等の届出および法第 12 条の 8 承継 を参照してください。

Q 7. 特定施設で有害物質の使用をやめた場合、届出は必要ですか？

A 7.

・「特定施設の構造等変更届」の届出が必要です。有害物質の使用中止は、「特定施設の使用の方法」の変更に該当します。なお、有害物質を使用しない場合も、特定施設を設置する工場又は事業場は「特定事業場」に該当しますので、特定事業場に係る規制を受けることになります。

(関係法令) ・ 第 12 条の 4 (特定施設の構造等の変更の届出)

・ 下水道法第 12 条の 3 (特定施設の設置等の届出)

Q 8. 特定事業場において、下水投入していた工程排水を河川放流に変更し、生活系排水のみを下水投入する場合の対応方法はどうなりますか？

A 8.

・「特定施設の構造等変更届」の届出が必要です。公共下水道管理者が許可していること及び河川への排水基準が適合していることが前提となりますが、法第 12 条の 5 で定める「公共下水道に排除される下水の量及び水質の変更」に該当します。

(関係法令) ・下水道法第 10 条 (排水施設の設置等)

・下水道法第 12 条の 4 (特定施設の構造等の変更の届出)

・なお、条例で定める下水排除基準は、水洗便所からの汚水等通常的生活排水については、適用しないものとするされています。

(関係法令) 各市町下水道条例

【出典】昭和 49 年 2 月 9 日都下企発第 12 号 下水道法施行令の一部を改正する政令の施行及び下水道からの放流水の水質管理の適正化について 第 2 公共下水道及び流域下水道からの放流水の水質管理の適正化 2 条例の制定又は改正 「・・・条例で定める下水排除基準は、水洗便所からの汚水等通常的生活排水については、適用しないものとする。」

Q 9. 「特定施設設置届」、「特定施設の構造等変更届」の提出期限が設置や変更の 60 日前となっていますが、なぜですか？

A 9.

・特定施設の設置や構造等の変更がある場合、計画内容を事前に審査し、必要がある場合には計画の変更を命じるためです。ただし、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときには、設置や変更までの期間を短縮することができることになっています。

【出典】・逐条解説 下水道法 第四次改訂版 (下水道法令研究会編) (ぎょうせい、平成 28 年 5 月 10 日発行) P217 解説 1、P222 解説 1

(関係法令) ・下水道法第 12 条の 6 (実施の制限) 第 2 項

Q10. 特定施設の氏名変更届、承継届にも受理書の発行は必要ですか？

A10.

・下水道法施行規則第 11 条 (受理書) において、法第 12 条の 3 第 1 項 (特定施設の設置届出)、法第 12 条の 4 (特定施設の構造等の変更の届出) に対する受理書の交付を定めていますが、法第 12 条の 7 (氏名の変更等の届出)、法第 12 条の 8 (承継)、法第 12 条の 3 第 2 項、第 3 項 (特定施設使用届出) に対する受理書交付の定めはありません。なお、受理書の様式は様式第九受理書で定められています。

・なお、届出者が受理の証を要求する場合、副本に収受印を押印する等で対応可能と考えられます。

Q11. 特定施設の設置届等の様式は定められていますか？

A11.

・下水道法施行規則に下記の様式が定められています。

- ・様式第四 公共下水道（流域流域下水道）使用開始（変更）届（法第 11 条の 2 第 1 項の規定による届出）
- ・様式第五 公共下水道（流域流域下水道）使用開始届（法第 11 条の 2 第 2 項の規定による届出）
- ・様式第六 特定施設設置届書（法第 12 条の 3 第 1 項の規定による届出）
- ・様式第七 特定施設使用届出書（法第 12 条の 3 第 2 項、法第 12 条の 3 第 3 項の規定による届出）
- ・様式第八 特定施設の構造等変更届出書（法第 12 条の 4 の規定による届出）
- ・様式第十 氏名変更等届出書（法第 12 条の 7 第の規定による届出）
- ・様式第十一 特定施設使用廃止届出書（法第 12 条の 7 の規定による届出）
- ・様式第十二 承継届出書（法第 12 条の 8 第 3 項の規定による届出）

【参考資料】下水道法令要覧（平成 28 年度版、下水道法令研究会）P111~117

Q12. 「特定施設設置届」と「特定施設使用届」の記載内容が同じですが、どのような使い分けをするのですか？

A12.

- ・下水道をすでに使用している者が、特定施設を設置する場合→特定施設設置届（下水道法第 12 条の 3 第 1 項）を提出する。
- ・下水道をすでに使用している者が所有する施設が新たに特定施設に指定された場合（設置の工事をしている場合を含む。）→特定施設使用届（下水道法第 12 条の 3 第 2 項）を提出する。
- ・すでに特定施設を設置している者が、新たに下水道を使用することになった場合→特定施設使用届（下水道法第 12 条の 3 第 3 項）を提出する。
- ・なお、特定施設の設置の届出（法第 12 条の 3 第 1 項）、又は新たな特定施設が指定された際の届出（法第 12 条の 3 第 2 項）をしている場合にも、法第 12 条の 3 第 3 項の届出をさせることは、同じ内容の届出が重複することになるため、「第 2 項の規定により届出している場合を除き」として、この場合の届出は不要とした。

【出典】・下水道法の一部改正の施行について（昭和 52 年 3 月 11 日 建設省都下企発第 132 号

・逐条解説下水道法第四次改訂版（編著下水道法令研究会 平成 28 年 5 月 10 日発行）P217~219

Q13. 「公共下水道使用開始届」(法第 11 条の 2) と「特定施設設置届」(法第 12 条の 3) の関係について教えてください。

A13.

- ・「公共下水道使用開始届」の届出が必要な事業場は下記のとおりです。
  - ・最も多量の汚水を排除する 1 日における汚水の量が 50m<sup>3</sup>以上の事業場(令第 8 条の 2 第 1 項)
  - ・排除基準を超える汚水を排除する事業場(令第 8 条の 2 第 1 項)
  - ・「特定施設」の設置者(令第 8 条の 2 第 2 項)
- ・法第 11 条の 2 による届出のほかに、「特定施設」を設置しようとする場合は法第 12 条の 3 の規定により、特定施設の種類、構造、汚水の処理の方法等を届け出ることになっています。
- ・従って、令第 8 条の 2 に該当し、「特定施設」を設置する場合は、「公共下水道使用開始届」及び「特定施設設置届」の届出が必要になります。
- ・両者が相補充して、下水の水質面等に関する把握が可能となっています。

【参考】・逐条解説下水道法第四次改訂版(編著下水道法令研究会 平成 28 年 5 月 10 日発行) P145~147

Q14. 特定施設は存在するが、現在使用しておらず、今後も使用する予定はない場合、「特定施設使用廃止届」を受理できますか？

A14.

- ・中央法規出版 環境庁水質保全局監修、水質法令研究会編集「逐条解説水質汚濁防止法(昭和 53 年 3 月 31 日発行、P215)  
「特定施設の使用を廃止したとき」とは、当該特定施設の使用を永久に停止したときその他、当該特定施設の用途変更によりその種類を変更した場合を含む。
- ・従って、特定施設を撤去又は使用できない状態(配線を切断、倉庫等に移動等)を確認後であれば、「特定施設使用廃止届」の受理は可能と考えられます。

Q15. コインランドリーは特定施設 67 に該当しますか？

A15.

- ・平成 3 年 9 月 20 日事務連絡 水質規制課に下記の記述があります。  
「コインランドリーに設置される洗浄施設については、これまで、水質汚濁防止法(以下「法」という。)施行令別表第 1 の第 67 号「洗たく業の用に供する洗浄施設」に該当するか否かについての取扱いが統一されていなかったが、今後、同号には該当しないものとして整理する。」(平成 3 年 9 月 20 日事務連絡 水質規制課)
- ・コインランドリーに設置される洗浄施設のうち、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する洗浄施設は、第 71 号の 5 「トリクロロエチレン又はテトラクロ

ロエチレンによる洗浄施設」に該当する。

・以上から判断すると、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン（平成12年3月1日追加された。）を使用するコインランドリーは「71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設」に該当すると考えられます。

・家庭用洗濯洗剤を使用するコインランドリーは「67 洗たく業の用に供する洗浄施設」に該当しない。

【出典】・「特定施設の解釈にかかるガイドライン（H20年3月）（環境省水大気環境局水環境課）P295、324

Q16. 特定工場において除害施設の更新をする場合の届出様式について教えてください。

A16.

・下水道法第12条の4（特定施設の構造等の変更の届出）において、下記を変更するとき特定施設の構造等の変更の届出が必要であると規定されています。

- ・特定施設の構造
- ・特定施設の使用の方法
- ・特定施設から排出される汚水の処理の方法
- ・公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項
- ・除害施設の更新は「特定施設から排出される汚水の処理の方法」の変更に該当しますので、「特定施設の構造等変更届出書」の提出が必要となります。

Q17. スーパーマーケットの新設予定がありますが、特定施設の届出は必要ですか？

A17.

・設置等の届出をしなければならない特定施設は、水質汚濁防止法第2条第2項及びダイヤン類対策特別措置法第12条第1項に規定する特定施設ですが、旅館業の用に供するちゅう房施設、洗濯施設及び入浴施設（温泉を利用するものを除く。）の3つは含まれません（第12条の2第1項カッコ書、令第9条の2）。

【出典】・逐条解説下水道法第四次改訂版（編著：下水道法令研究会、発行：ぎょうせい、平成28年5月10日発行）P217

・特定施設のうち、関連するものは、66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設、66の6 飲食店に設置されるちゅう房施設、66の7 そば店、うどん店、すし店のほか喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店に設置される「ちゅう房施設」があります。

・上記の事業場には裾切り（総床面積が〇〇平方メートル未満未満の事業場に係るものを除く。）があり、業務の用に供する部分の総床面積によって、特定施設の届出の必要性を判断することになります。

(排除基準関係)

Q 1. BOD (5日間) の意味を教えてください。

A 1.

・生物化学的酸素要求量 (BOD) は、溶存酸素の存在のもとで、水中の分解可能な物質が、生物化学的に安定化するために要求する酸素の量をいい、20℃で5日間に消費された酸素量をmg/Lで表したものです。5日間採水し、そのデータを平均した値の意味ではありません。

【出典】・下水試験方法 (上巻) 2012年版 (公益社団法人 日本下水道協会) P270 第21節 生物化学的酸素要求量 (BOD)

Q 2. 下水道法第12条の11に基づく除害施設の設置義務対象について、教えてください。

A 2.

・「条例で除害施設の設置等を義務づける下水は、次に掲げる下水であって、令第9条の10又は令第9条の11に定める基準に従い定められた条例の基準に適合しないものです。

①特定事業場以外の工場等から排除される下水

②特定事業場から排除される下水で直罰規制 (第12条の2) を受けないもの

【出典】・昭和52年3月11日 都下企発第132号 第6 下水道法の一部改正の施行について 第6 改正点の要旨及び運用上注意すべき事項 7 除害施設の設置等 (法第12条の10 関係：現在は法第12条の11) (4)

・逐条下水道法第四次改訂版 (編者：下水道法令研究会、発行者：ぎょうせい、発行日：平成28年5月10日) P248

Q 3. 過酸化水素の排除基準はありますか？

A 3.

・過酸化水素の排除基準は規定されていませんが、排除基準のない化学物質は下水に流しても良いわけではありません。

・滋賀県の場合、排除基準の規定がある有害物質は36物質 (下水道法施行令第9条の4で定める34物質及びアンチモン、ニッケル) です。

・PRTR法 (特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律で定めている排出量や移動量の報告対象物質 (第1種指定化学物質) は462物質あります。

・現在使用されている、あるいは非意図的に生成されている化学物質は我が国で5万種以上存在しているとされています。

・以上より、排除基準のない化学物質は安全であり、下水道に流してもよいことにはならないことが理解できると思います。

・なお、対応方法は、(化学物質関連) Q 1. 排水基準の定めがない化学物質は下水に流せますか? の項も参考にしてください。

Q 4. 排除基準において、窒素 60mg/L とアンモニア性窒素 380mg/L の関係はどうなりますか？

A 4.

・水質汚濁防止法の改正に伴う改正下水道法施行令が平成 13 年 6 月 22 日施行され、その時にアンモニア性窒素が追加されました。

・下水道法施行令の一部を改正する政令等の施行について（平成 13 年 6 月 26 日 国都下企第 32 号）に下記の記述があります。

「・・・ある下水道からの放流水について「窒素含有量」と「アンモニア性窒素等含有量」の両方の放流水質基準が適用される場合において、「窒素含有量」にかかる係る水質検査を行った結果の数値が「アンモニア性窒素等含有量」の放流水質基準値を下回っているならば、その下水道からの放流水質基準を遵守していることは明らかであるため、この場合においては、「アンモニア性窒素等含有量」に係る水質検査を行わないことができることとしたものである。・・・」

・従って、窒素の排除基準を満たしていればアンモニア性窒素の測定は必要ないこととなります。

Q 5. 亜鉛の排除基準 2mg/L と (1mg/L) の関係について教えてください。

A 5.

・下水道法では 2mg/L (最大値)、滋賀県公害防止条例の下水道終末処理施設は 1mg/L (日間平均値) と規定されています。

・改訂水質汚濁防止法の解説（中央法規出版(株)発行、環境庁水質保全局監修、昭和 63 年 3 月 31 日発行) P163 に下記の記述があります。

「・・・。しかし、排水基準違反は最大値と日間平均値とで別個に成立する。したがって、いずれか一方に違反すればその違反につき直罰が適用される。」

・2mg/L (最大値) を超えても、1mg/L (日間平均値) を超えても排除基準違反となります。

Q 6. 標準下水道条例（平成 27 年 10 月 21 日国水下企第 53 号）の第 8 条、第 9 条、第 10 条の違いについて教えてください。

A 6.

・第 8 条（除害施設の設置等）：下水道施設の保護を目的した除害施設の設置基準であり、公共下水道を使用する者が対象になります。

「法第 12 条第 1 項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。・・・」

・第 9 条（特定事業場からの下水の排除の制限）：放流水の水質確保を目的とした排除基準

であり、直罰対象の特定事業場が対象になります。

「特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用するものは、法第 12 条の 2 第 3 項及び第 5 項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。・・・」

・第 10 条（除害施設の設置等）：放流水の水質確保を目的とした除害施設の設置基準であり、直罰対象以外の特定事業場、その他の事業場が対象になります。

「法第 12 条の 11 第 1 項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（・・・）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ。・・・」

・それぞれ目的や対象が異なりますが、同じ項目（物質）の基準は同じになっています。

**Q 7. 水洗便所からの汚水には排除基準が適用されない法的根拠を教えてください。**

A 7.

・下水道法施行令の一部を改正する政令の施行及び下水道からの放流水の水質管理の適正化について（昭和 49 年 2 月 9 日都下企発第 12 号、各都道府県知事あて建設省都市局長通達）に下記の記述があります。

「・・・条例で定める下水排除基準は、水洗便所からの汚水等通常的生活排水については、適用しないものとする。」

・各市町の下水道条例の除害施設の設置基準には、「・・・（水洗便所から排除される汚水を除く。）・・・」の記述があります。

**Q 8. トリクロロエチレンの排除基準が改訂されましたが、適用される年月日を教えてください。（下水道法施行令の一部を改正する政令（政令第 360 号、国土交通省、平成 27 年 10 月 7 日））**

A 8.

・新規に設置する特定施設について

平成 27 年 10 月 21 日から適用されます。

・既存の特定施設（工事中含む）について

水質汚濁防止法第 2 条第 2 項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）：平成 28 年 4 月 21 日から適用されます。

当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 3 に掲げる施設：平成 29 年 10 月 21 日から適用されます。

（関係法令）

・政令第 360 号下水道法施行令の一部を改正する政令：

・第 9 条の 4 第 1 項第 10 号中「0.3 ミリグラムを 0.1 ミリグラム」に改める。

・この政令は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

- ・令第9条の4第5項：
- ・特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除された場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該下水について第1項の基準（前項の規定が適用される場合にあつては、同項の基準）より緩やかな排水基準が適用されるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。
- ・環境省令第33号（平成27年9月18日）排水基準を定める省令の一部改正：
  - ・排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の一部を次のように改正する。
    - ・別表第1のトリクロフェンの項中「0.3 ミリグラム」を「0.1 ミリグラム」に改める。
  - ・この省令は、平成27年10月21日から施行する。（施行期日）
  - ・この省令の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法（以下「法」という。）第2条第2項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する工場又は事業場から法第2条第1項に規定する公共用水域に排出される水のトリクロフェンについての排水基準（法第3条第1項に規定する排水基準をいう。）は、この省令の施行の日から6月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設である場合にあつては、1年間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(水質管理関係)

Q 1. 特定事業場は自主測定結果を市町へ報告する必要はありますか？

A 1.

- ・下水道法での定めはありませんが、「市町の条例」や「事業所との協定書」等で規定されている場合は、それらに従ってください。
- ・また、下水道法第 39 条の 2 に基づいて、特定施設の設置者から、事業場等の状況、排除施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することができます。

Q 2. 特定事業場において、自主水質結果報告指示の例文はありませんか？

A 2.

- ・下記指示文の例を参考にして下さい。(出典：事業場排水指導指針 ((社) 日本下水道協会) P465)

水質測定等記録の報告について

\*\*\*第〇〇〇号

平成\*\*年〇月〇〇日

\*\*工業株式会社

代表取締役社長 \*\*\*様

公共下水道管理者 印

貴事業場におかれては、下水道法及び\*\*市下水道条例に基づき、下水道排除基準を遵守されていることと思います。

このたび、当課が、貴事業場から下水道法第 39 条の 2 に基づき水質測定結果及び除害施設の維持管理状況の報告書を徴収することになりました。

つきましては、別に指定する日まで、水質測定の結果等を、別紙様式により毎月 1 回(翌月 10 日までに) 下記に報告願います。

なお、報告を怠った場合又は虚偽の報告をした場合には、下水道法第 49 条の規定により処罰されますので念のため申し添えます。

報告先

\*\*市\*\*部\*\*課\*\*係

Q 3. 特定事業場の水質測定の結果、排除基準を超えた場合、どのように対処すればよいですか？

A 3.

- ・まず、直罰対象の下水に該当するかどうかを確認してください。
- ・直罰対象の下水の場合は、状況を総合的に判断して、罰則の適用（法第 46 条の 2）、監督処分等の対応を検討することになると思います。
- ・直罰対象外の下水の場合は、まず、法第 38 条の監督処分を行い、監督処分に従わない場合に始めて第 46 条により罰則が適用されことになります。

【出典】・逐条解説 下水道法 第四次改訂版（下水道法令研究会編）（ぎょうせい、平成 28 年 5 月 10 日発行）P167 水質規制の仕組み

Q 4. 特定施設を設置していない事業場に水質の測定義務はありますか？

A 4.

- ・下水道法第 12 条の 12（水質の測定義務等）の規定は下記のとおりとなっています。  
「継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。」
- ・逐条解説 下水道法 第四次改訂版（下水道法令研究会編）（ぎょうせい、平成 28 年 5 月 10 日発行）P259 解説 1 に下記の記述があります。  
「水質の測定義務は、継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者を対象としているが、前者の政令は定められていないので、後者のみがこの義務づけの対象となる。なお、特定施設には、下水道法第 12 条の 2 の規制の対象から外れている旅館業の用に供するちゅう房施設、洗浄施設及び入浴施設も含まれる。」
- ・従って、特定施設を設置していない事業場に水質の測定義務はないことになります。
- ・なお、事業所と協定等を締結して水質の測定を依頼することは可能と思われます。

Q 5. 特定事業場の水質測定頻度について教えてください。

A 5.

- ・下水道法施行規則第 15 条、市町の下水道条例、事業所と締結している協定等に基づいてください。
- ・なお、下水道法施行規則第 15 条において、下記のとおり規定されています。
  - ・温度又は水素イオン濃度については排水の期間中 1 日 1 回以上、生物化学的酸素要求量については 14 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上、ダ イキソ類については 1 年を超えない排水の期間ごとに 1 回以上、その他の測定項目については 7 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上行うこと。ただし、公共下水道管理者又は流域下水道の管理者は、公共下水道又は流域下水道の終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘案してダ イキソ類以外の項目の測定回数につき、別の定めをすることができる。
- ・測定の結果は、別記様式第 13 による水質測定記録表により、その記録を 5 年間保存すること。

Q 6. 特定事業場において、ノルマルヘキサン抽出物質含有量動植物油脂類含有量の測定結果が 23 mg/L (測定回数：1 回) であった場合の対応方法を教えてください。

A 6.

- ・ノルマルヘキサン抽出物質含有量動植物油脂類含有量の場合、最大値 30mg/L と日間平均値 20mg/L いずれもクリアする必要があります。  
(根拠：(排除基準関係) Q 5. 亜鉛の排除基準 2mg/L と (1mg/L) の関係について教えてください。の項を参照してください。)
- ・対応方法は下記のこと等が考えられます。
  - ・ 3 回以上再測定をし、日間平均値 20mg/L 以下であることを確認する。
  - ・ 再測定の結果、日間平均値 20mg/L を超える場合は、排水処理方法を検討する。